

コージェネレーション

ガスタービンやガスエンジンなどにより発電を行うと同時にその廃熱を利用するシステムで、熱電併給とも呼ばれる。通常の発電では熱効率が40%以下であるのに対して、コージェネレーションでは70～80%という高い熱効率を得ることも可能。最近では、クリーンな燃料電池によるコージェネレーションも製品化が進められている。

⁶⁰Co（コバルト-60）

原子炉の中で安定元素である⁵⁹Coに放射線の一種である中性子が吸収されて生成する半減期約5年、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

【さ】

サーベイポイント

モニタリングカーや、サーベイメータで空間放射線量を定期的に測定する地点。

最終処分場

廃棄物を埋め立てにより最終処分する施設のこと。最終処分場は、廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に区分される。産業廃棄物最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。これらの最終処分場については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」により、設置や運営に関する構造基準と維持管理基準が定められている。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

再生資源

廃棄物が加工され、利用可能となった有用物又は製品。廃棄物を資源と考えて天然資源と区別し、「再生資源」としたものである。一般廃棄物に限定して考える場合には「資源ごみ」ということもある。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴い生じた廃棄物で、廃棄物処理法では、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、全部で20種類が定められている。産業廃棄物の処理については、原則として排出事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられている。

＜一般廃棄物＞を参照。

産業廃棄物税

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てるために課する法定外目的税で、平成14年度に三重県が全国で最初に導入して以降、全国の自治体で導入の動きが広まった。鹿児島県では、九州各県と共同で検討を重ね、各県とほぼ共通の制度内容で平成17年度から導入している。

酸性雨（85ページ参照）

残留性有機汚染物質（POPs）

化学物質の中には、環境中で分解されにくく、生物体内に蓄積しやすく、地球上で長距離を移動して遠い国の環境にも影響を及ぼすおそれがあり、一旦環境中に排出されると私達の体に有害な影響を及ぼすおそれがあるものがある。このような性質を持つ化学物質は通称POPs（ポップス：Persistent Organic Pollutants）と呼ばれ、ダイオキシン類やPCB（ポリ塩化ビフェニル）等がある。

【し】

COD

「Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）」の略語で、湖沼や海域における有機性汚濁の代表的な指標である。その値は、水中の有機物が酸化剤により化学的に分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることになる。

自然環境保全地域

自然的社会的条件から自然環境を保全することが特に必要な重要地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づいて指定されている地域。具体的には、すぐれた天然林、特異な地形、すぐれた野生生物の生息地などを有する地域がこれに当たる。指定区域内では、木材の伐採などが制限されている。県内では、国の自然環境保全地域として「屋久島原生自然環境保全地域」及び「稲尾岳自然環境保全地域」が、県の自然環境保全地域として「木場岳」及び「万九郎」が指定されている。→原生自然環境保全地域

自然環境保全法

自然環境の適正な保全を目的に、昭和48年に施行された法律。

この法律は、国の方針の策定や保全が必要な地域の指定などとともに、地方公共団体が都道府県自然環境保全地域を条例で定められること等を定めている。

→自然環境保全地域

自然公園

自然公園には、自然公園法に基づき国が指定する国立公園及び国定公園と県立自然公園条例に基づき、県が指定する県立自然公園の3種類がある。自然公園は優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図り、国民の休養及び教化に資するとともに生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。

持続的発展

将来の世代の欲求を損なうことなく、現在の世代の欲求も満足させるような開発（発展）のことであり、昭和62年に国連環境特別委員会において提唱された概念。従来の資源・エネルギーの大量消費による環境破壊を反省し、環境・資源基盤の保全を図りながら経済発展を遂げることを目指す考え方である。現在の地球環境保全の基本的な理念となっている。

指定希少野生動植物

県内に生息・生育する希少野生動植物のうち特に保護を図る必要があるものとして、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、知事が指定した動植物。これらの動植物の個体を許可無く捕獲、採取することなどは条例で禁止されている。

自動車リサイクル法

使用されなくなった自動車のリサイクル及び適正処理を推進するために制定された法律。正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。

自動車所有者には、新車購入時等にシュレッダーダスト、エアバッグのリサイクル等とフロン類の破壊に必要な料金の支払い、自動車製造業者等には、シュレッダーダスト、エアバッグのリサイクルとフロン類の破壊処理が義務づけられており、さらに解体業者や破砕業者などの関連事業者には、都道府県等への登録・許可と使用済自動車の適正な引取り・引渡しなどの義務が課せられている。

循環型社会形成推進基本法

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリ

サイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成することを目的とした法律。平成12年に制定された。

硝酸性窒素

水質汚濁に係る環境基準や水道の水質基準の対象とされている物質で、生活排水、工場排水、化学肥料及び家畜ふん尿などが主な原因と考えられている。

新エネルギー

経済性の面における制約から普及が十分でなく、その導入促進を図ることが特に必要なエネルギーのことで、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス熱利用などの10種類。

振動規制法

工場や建設作業などに起因して発生する振動を規制する法律で、昭和51年から施行されている。

[す]

水質汚濁防止法

工場排水の規制や生活排水対策などにより水質の汚濁を防止することを目的とした法律で、昭和46年から施行されている。

⁹⁰Sr（ストロンチウム-90）

ウランなどの核分裂で生成する半減期約29年、ベータ線を出す放射性物質。

[せ]

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生態系（生物群集）、種、遺伝子の3つのレベルがある。

世界自然遺産

世界自然遺産は、世界遺産条約第2条で「鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する、特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物の種の生息地、自然の風景地等」と定義され、保護の対象とされるもの。

この条約は、普遍的価値を持つ文化遺産及び自然遺産の保護を国際的な協力、援助のもとに図っていくことを目的に、昭和47年にユネスコ総会で採択された。日本からは屋久島（鹿児島県）、白神山（青森県・秋田県）、知床（北海道）、小笠原諸島（東京都）が自然遺産として登録されている。